

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和 6 年 1 2 月 1 7 日（火曜日）

文教福祉常任委員会

令和6年12月17日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項

議案第 7 号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 指定管理者の指定について

（旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園）

議案第16号 専決処分の承認について

（旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例）

出席者（8名）

委員長 島田 恒

副委員長 伊藤 春美

委員 松木 源太郎

委員 飯嶋 正利

委員 宮内 保

委員 伊場 哲也

委員 常世田 正樹

副議長 遠藤 保明

欠席委員（なし）

傍聴議員（なし）

説明のため出席した者（20名）

教育長 向後 依明

環境課長 高根 浩司

保険年金課長 高野 久

健康づくり
課長 飯嶋 正寛

社会福祉課長 向後 利胤

子育て支援
課長 八馬 祥子

高齢者福祉
課長 椎名 隆

教育総務課長 向後 稔

生涯学習課長
その他担当
職員

江波戸 政 和
10名

スポーツ振興
課長

金 杉 高 春

事務局職員出席者

事務局長
副主幹

穴 澤 昭 和
菅 晃

事務局次長

黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（島田 恒） 皆さんおはようございます。年末の大変お忙しい中、ご苦労さまです。大分最近寒くなってきております。それから、インフルエンザも千葉県が大分増えてきたということでありますので、皆様方におかれましても、年の暮れに向けて十分健康のほうにはご留意いただきたいと思います。

私のほうからのご提案でございますけれども、実は、本委員会については、この後に視察を予定していなかったわけですが、伊藤春美副委員長のほうから、ふたば保育園のほうが大分建設が建屋のほうも進んでいまして、起工式以来改めて見ることもあまりないかと思うので、この委員会が終わり次第、そちらのほうの見学というか、確認というか、行いたいというふうに思います。

車のほうは、事務局のほうでも用意しますけれども、自車で行きたいという方については、また言っていただければなというふうに思いますので、終わり次第、見学のほうをしたいと思います。それについては、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、遠藤副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。本日は付託されました補正予算を含む5議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なる審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。それでは島田委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

議案の説明のために、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（向後依明） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。日頃より、委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は全部で5議案でございます。その内訳でございますが、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、次に、条例関係が2議案で、議案第7号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、次に指定管理者の指定についてが1議案で、議案第13号は旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園について、最後に専決処分の承認についてが1議案で、議案第16号は旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決・承認くださいますようお願い申し上げまして、挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（島田 恒） ただいまから、本委員会に付託されました5議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） すみません、着座にて失礼いたします。

議案第1号につきましては、本会議の補足説明でご説明したとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 人件費は別にして、国庫支出金や県支出金、それから、県支出金の減額の中身。それと、9ページの、今度支出のほうですけれども、負担率の割合、それから、国庫補助金の補助率の割合、これらについての内容をどのぐらい変更するのか。また、年間どのぐらいの利用があるのか。

それから、20ページのところですけれども、児童手当関係、本会議で説明がありまし

たけれども、もう少し詳しく財源の変更の理由などを詳しくお知らせいただきたいと思います。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、まず、児童手当の事業の概要からご説明いたします。

この事業は、次代を担う子どもの成長と発達に資するため、子を持つ世帯に子ども・子育て支援法第9条、子どものための現金給付として児童手当を支給するものでございます。

すみません、20ページの歳出のほうから説明させていただいてもよろしいでしょうか。児童手当の制度が今年10月に改正になりまして、12月支給分からなんですけれども、改正の内容としましては、支給対象者が中学生から高校生年代に拡充、所得制限が撤廃、第3子以降の加算のカウントの対象なんですけれども、今まで第3子を高校生年代のおさんの範囲内でカウントしていたものを、大学生年代までに拡大になりました。加えて、第3子の手当月額が一律3万円に増額されております。それで、支給回数が今までは年3回だったものが年6回に、2か月に1回の支給となっております。それで、今回の……

（「20ページから、出るほうから」の声あり）

○子育て支援課長（八馬祥子） 出るほうから。出るほうから入るほう。

20ページの640万5,000円なんですけれども、これは昨年の予算編成時には、今言った制度改正の大体の方針は示されていたんですけれども、第3子以降の算定対象がどうなるかというのが検討中で決まっていなかったため、今回の拡充で先ほど申し上げましたとおり、高校生年代だったものが大学生年代までとなったため、当初予算ではその部分を見込んでおりませんでしたので、その部分を増額補正としまして、拡充後の積算額と当初予算の差額を今回計上させていただきました。それが640万5,000円でございます。

あと歳入のほうなんですけれども、9ページですかね。今回の制度改正に伴いまして、負担割合が大分変更になりまして、国の負担割合が増えて、県と市の負担割合が減額になっております。

それで、国の負担割合なんですけれども、被用者の3歳未満が45分の37から10分の10、非被用者が15分の10から15分の13、3歳以上が9分の6から9分の7、あと県と市の負担割合が被用者の3歳未満が45分の4からなしになっておりまして、非被用者の3歳未満が30分の5から30分の2、3歳以上が18分の3から18分の2ということで、

最初に申し上げたとおり、国の負担割合が大分増えて、県と市の負担割合が減額となっております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうしますと、20 ページの歳出のところでもって、国庫支出金と県の支出金と一般財源の支出金についての相殺がされていますよね。そうすると、今年のかどうか、令和6年度の予定では、全体でもって何人ぐらいになって、財源の割合がこういう形なんですけれども、それについてはどのような結果になるんですか。

つまり、国が5,700万円補正でもって増やして、この負担率のところには10分の10から3分の2までありますよね、国の負担の割合がね。それから、その下の民生費の国庫補助分、それからその次のページが県になりますよね。そこら辺のところを、ちょっと分かりやすく、何か表か何かないんですかね。私これ見てよく分からないんですよ。

次の10ページのところが今度県の割合の支出金が2,100万円減らせるということで、それは6分の1から45分の4までのところということで、これももう少し素人でも分かるような形のものを後でいいですから、委員会終わってから議会終わるまでに、ちょっと分かりやすいものを作っていただけたらありがたいなと思うんですけれども、補正関係ではそれだけです。

聞きたいのは、以上です。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） では、今、要望がございました分かりやすい資料については、後日提出をさせていただきます。

今回の予算、何人見込んだかということなんですけれども、すみません、延べ人数になってしまうんですが、7万9,895人分を全体で見込んでございます。すみません、年度の全体では。

（「年度全体だね」の声あり）

○子育て支援課長（八馬祥子） はい。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 見やすい表のほうについてはよろしくをお願いします。

そのほか特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 議案第7号につきましても、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 名前の変更ですけれども、ふたば保育所という形は、どういうところでどういう形で決まったんですか。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） まず、公募をいたしまして、市民の方からお名前の案を募集いたしました。募集期間は7月1日から7月31日までの1か月で行いました。

あと、名称の選考なんですけれども、保護者や地区の代表者の方8名から成る選考会議というものを8月に2回開催いたしまして、応募作品の中から選考いたしました。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） よろしいですか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 松木委員、今そういうふうな話で、実は私は命名委員会のメンバーでありまして、保育所後援会連絡協議会の会長をさせていただいているということで、この命名委員会のほうも会長をさせていただきました。

実はふたば保育所ということで幾つか候補が挙がって、1票差だったのかなと思います。たしか、2番目はアジサイだったかという形で、たしか1票差だったのかなというふうに思っております。

今回、質疑ですけれども、命名のということで私はそれで結構だと思うんですが、今第2弾のほうも少しずつ始まっているということで、計画のほうは示されているんですけれども、今後の予定、また、たしか今度出生率のほうが大分改善されたということで、たしか県内第4位になったということも聞いております。

それに伴っての計画変更、例えば、次に予定されている矢指、富浦なんていうのは、両方とも合わせても実は100人いかないんですよね。それで、今後の見込みも含めて計画の

変更はないのか、お聞きできる範囲で結構でございます。よろしくお願いいたします。

(発言する人あり)

○委員長（島田 恒） 今、4位という発言がありました。3位ということでご訂正願いたいと思います。

○委員（飯嶋正利） 3位でお願いします。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 今後のスケジュールというのは、今の統合保育所のスケジュールではなくて、全体の再編のスケジュールですか。

今、統合保育所を建設しておりまして、令和7年度の4月1日から新しいふたば保育所を開所いたします。その次なんですけれども、日の出、富浦を予定しておりまして、これが一応市のほうでつくりました保育所再編計画では、令和9年度から開始の予定となっておりましたが、昨年度、保護者の方のアンケート調査ですとか、今年度地域の方にご説明をいたしまして、反対意見もございませんし、なるべく早く統合を進めてほしいという意見もございましたので、1年前倒しにいたしまして、来年度工事を行って、令和8年から開始の予定となっております。

場所なんですけれども、日の出と富浦ということで、日の出保育所のほうが建築年が平成元年度に建築だったと思うんですけれども、大分日の出保育所のほうが新しいので、そちらを改修して使用するということで、保護者の皆様にはご理解をいただいております。なので、来年度日の出保育所を改修いたしまして、令和8年度から日の出保育所で新しく富浦・日の出の統合の保育所を開始するという予定になっております。

その後は、一応計画の中では2か所ずつ統合していくという計画になっておりまして、その後は第一と第三が令和11年度から、まんざいと古城が令和12年度から、共和と池の端が令和14年度からという形で計画にはなっておりますが、すみません、その先のことについてはまだ詳細は決まっておきませんので、現時点でお話しできるのは今申し上げたとおりでございます。

○委員長（島田 恒） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） ありがとうございます。それと、今名前のことも一つ挙がっているんですが、この間の会議で私も思ったんですが、今後のことも含めて、やっぱりいろいろな名前が出るんです。例えばあさピーだとか、それでいいのかという形のものもいろいろ出るわけですよ。やっぱりある程度の統一性みたいなというのは必要ではないのかなとい

うふうに思うんですが、そこも含めて課長どうでしょう。

公募で、例えば委員にも非常に細かい方、積極的な方いるんで、例えば英語の名前だみ
たいなのもつけている方もいる、そっちを推す方もいらっしゃるんでね。その辺のところ
課長、やっぱりそれはあくまでも公募という形で今後とも進めるんでしょうか。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 今後のことにつきましては、すみません、公募にするかど
うかもまだはっきり決まっておきませんので、地域の方にご説明をするときにご意見いた
だいたりして決めていきたいと思うんですけれども、統一性をということでしたが、今回、
60 作品の応募をいただきました。先ほど議長がおっしゃったように、本当にいろいろな
お名前の提案がございましたが、やはり話し合いをしていく中で、今回ふたばに決まった理
由というのが、保護者の方から、小さい子でも分かりやすいように平仮名 3 文字ぐらいが
いいよねというご意見がございました。

また、ふたばに込められた人の幼少期の頃を意味するですとか、小さな子どもたちをふ
たばにたとえたですとか、あと二つの保育所が統合するのでそれをふたばにたとえたとい
うような、応募された方の思いに共感したということで、今お話ししたようにいろいろ
お名前が挙がってきて、決まっていく中で自然とその保育所に合ったお名前になるのでは
ないかなと私は考えております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 今、課長のほうから「議長から」というご発言ありましたけれども、
委員という立場でございますので、飯嶋委員ということでよろしくお願いいたしたいと思
います。

ほかに質疑ありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 私も賛成なんですけれども、前に一般質問だったと思うんですけれ
ども、あれの入り口の問題について、通園が始まるまでに、あそこは給食と、それから教
育会館と三つが一緒になる。で、そこを改善するという答弁が執行部にあったんですけれ
ども、それについては今どうなっているんですか。ちょっと、もし課長知っていれば、知
らなければ担当課にまた私聞きに行きますけれども、よろしくお願いします。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） そのときのこちらの答弁なんですけれども、検討するとい

うような形で答弁をしたというふうに聞いておりまして、ただ、その後、担当課のほうでいろいろ動いてくれたんですけれども、現在のところは今のままということになっております。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑ありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 今の松木委員と同じというか関連質問で、あれではなかったですかね、安全面の確保ってたしか井田議員が質問したと思いますけれども、要は今言ったように、3施設単純にあるじゃないですか。ですから、ずっと入り口から入ってきて一方通行になるようにというような話もあったかと思いますが、あそこはやはり安全面を管理したほうがよろしいのではないかというふうに思いますので、どうでしょう。引き続き検討をお願いできないものか、お尋ねいたします。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） もちろん、引き続き検討していきます。安全面につきましてはカーブミラーをどこにどう設置するですとか、十分出入口のところを気をつける、担当課と協議をして、安全面には配慮して、中の通行なんですけれども、保護者の方、あとご利用される方に協力を求めて、安全に登退所できるように配慮していきたいと思います。以上です。

○委員長（島田 恒） 本議案については、ふたば保育所の名称についてでありますので、ご意見ということでよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 失礼しました。名称で質疑してしまいました。

今度は、現状、課長見届けて、ここは旭市の今後の保育所を再編等々考えると、ふたば保育所はすばらしいよと、わくわくドキドキきらきら輝くような、そういう推し、セールスポイント、ここを、すばらしい点を教えていただけますかね。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） わくわくドキドキということで……

（「きらきら」の声あり）

○子育て支援課長（八馬祥子） きらきら、すみません。

まず、建物を平家にしておりまして、全体的に日光ですとか、風の通りがよくなるよう

にですとか、そういったところに配慮されております。子どもたちが安全に気持ちよい環境で保育を受けることができるように、園庭には複合遊具を設置して、外でも元気に遊べるようになっております。今日、視察に行っていただけたということですので、ぜひ現場で確認をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 現場視察ね。ああ本当だ、よく日光明るくていいわとか、風通しもいいぞと、ありがとうございます。ぜひ孫を預けたいなと、ありがとうございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 議案第8号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） よろしいですか。

特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について補足説明がありましたらお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 着座にて失礼いたします。

議案第13号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。本日資料のほうを配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

今回、指定管理者基準表についてということでご説明をさせていただきます。

指定管理者候補者の選定につきましては応募が1団体であったため、旭市指定管理者候補者選定委員会において、提出された事業計画書等の資料と当日のプレゼンテーションを基に、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に定める指定管理者の候補者の選定に係る基準に基づき、本日晒しました6項目25の評価基準等を設定

し、総合的に評価し、審査を行っております。

結果、当該施設の指定管理者として十分な実績や施設の管理運営において設置目的の達成に向けた理解がなされており、指定管理者としての業務遂行能力を有していると判断したことから、指定管理者候補者に選定することといたしました。

なお、評価の点数につきましては、設定しました各評価項目全てにおいて基準点の6割以上となっております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 担当課の説明が終わりました。

議案第13号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） まず、参考資料に満点が1,100点で得点が829.6点ってなっていますけれども、これの内訳を教えてください。旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園指定管理者候補者選定審査基準表というのがありますよね。これはホームページに出ていましたけれども、これでもって、各項目がまず0.6、いわゆる60%以上、25項目あってそれをトータルしていくと829.6点になるんでしょうけれども、この中身について教えてください。

それで、評価については優れているが5点、満足できるが4点、平均的が3点、物足りなさを感じるが2点、劣っている点が零点で、この一覧表をまず出していただきたいと思います。

それで、もう一つ聞きたいのは、キャンプ場のほうは大体その施設もあって分かるんですけれども、片方、もう一つのほうの滝のさと自然公園というのは、実際に私はちょっと行ったことがないんで教えてもらいたいんですけれども、キャンプ場は知っているんですけれども、あそこにはどういう施設があるんですか。

つまり一般質問で、何かあそこに展望台を作れとか、それはキャンプ場に作れというのか分かりませんが、それから市民農園があったりとか、そういうようなこと、そういう管理は具体的にはどういうふうに行っているのか。

それから、この両施設は、県からどういう形でもって旭市に引き継がれたものなのか、この大きく三つの点についてご回答いただきたいと思います。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは最初に、得点の関係だと思います。得点につきましては、1,100点満点というところで829.6点ということを公表させていただいております。個々の点数等につきましては公表ができないんですけれども、旭市の公開条例におきまして、不開示の条項に該当するということで、詳細の細かい点につきましては公開できないということで考えております。個々取ってみても60%以上、基準点を上回っているというところですので、ご理解をいただければと思います。

あと、滝のさと公園の施設というところでちょっとお待ちください。失礼しました、滝のさと公園のほうですが、まず、面積としましては3,332平米あります。約3町歩ちょっとあります。

施設ですが、あずまやでしたり、ベンチでしたり、テーブルのセットでしたり、あと遊具というところでパーゴラというのがあります。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（江波戸政和） 失礼しました。休養施設です、パーゴラです。遊具としては、ザイルクライミングという遊具が一つあります。あと駐車場のほうですけれども、98台の収容があります。あと野外のトイレ、水飲み、手洗い場等がありまして、全面的な芝生広場となっております、サッカーができたりだとか、グラウンドゴルフ等ができたりだとか、あと一部キャンプの施設として、限定して使っている施設があります。

県からの譲渡ということですが、海上キャンプ場につきましては、平成21年に県のほうから譲渡を受けている施設でありますけれども、滝のさと自然公園につきましては、旭市が設置している公園となっております。管理もありましたっけ。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（江波戸政和） 管理ということですかね。滝のさと自然公園の管理につきましては、失礼しました。海上キャンプ場と滝のさと自然公園につきましては、令和2年から指定管理者が同一で管理をさせてもらっております。

○委員長（島田 恒） 体験農園もそうではないの。体験農園。

○生涯学習課長（江波戸政和） 一般質問等で体験農園とありましたが、体験農園というのが市民農園のことだと思うんですけれども、キャンプ場から東側に約1キロメートルぐらい離れたところにあるんですが、そちらのほうの管理につきましては、同じ市で設置しているんですが、実際には農水産課のほうで管理をさせていただいておりまして、たまたま、業務の委託をキャンプ場の指定管理者の業者がやっているというところになっております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） まず、滝のさと自然公園なんですけれども、3,300 平米なの、3,300 平米。それで、そんなにいっぱい施設があるんですか。つまりそれは、もともと旭市のものだったところなんですか。

それから、キャンプ場は確かに県のやつが旭市に引き継がれたと思うんですけれども、それを一体でもって、どうして指定管理にしているんでしょうか。指定管理料が年間、これを見ると 1,980 万円ですよ。それで利用料金が約 300 万円。自主事業があって、支出のほうはかなり増えている。市が実際に支出している金額というのは、今まで幾らなんですか。令和 4 年、令和 5 年まで、令和 6 年も含めて。令和 6 年はまだ決まらないけれども、幾らこの指定管理者にお金を払っているんですか。ちょっとそれだけ聞きたい。

○委員長（島田 恒） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 滝のさと自然公園につきましては、令和 2 年からキャンプ場と一緒に指定管理のほうに出させていただいております。キャンプ場を指定管理にするに当たり、滝のさと自然公園もあると、より利用者に、なんというか、メリットではないんですけれども、大自然に触れながらキャンプ体験なんかもできるというところで、令和 2 年から指定管理に出させていただいております。それ以前は、都市課というところで、公園のほうとして管理をさせてもらっておりました。これは旭市が設置した公園となっております。

あと、さっきの指定管理者の金額だと思うんですけれども、令和 2 年から令和 6 年、今年度まで 5 年間指定管理第 3 期目となりますが、やらせてもらっておりまして、年間市からの支出としましては 1,980 万円を毎年支出させていただいております。ですから合計 9,900 万円ということになります。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） まず最初からいきますけれども、何で点数が公開できないんですか。昨日のあれでもできないというか、飯岡の灯台のところも言っていましたけれども、キャンプ場の場合にはかなり細かく、どこがどうだってちゃんと規定まであるじゃないですか。それやったら、何かそこがあるんですか。

つまり今回、あなた方の資料の中に 1,100 点のうち 829.6 点というんだから、これはど

ういうところがちょっと足りなくて、どういうところがよくできているというのは、評価するのは我々だって、それでもって見たいわけですよ。議会の議員としても。なぜ公開できないのか。

旭市だけが公開しないってことになっているんですか。それとも、ほかのところでも指定管理制度やるところは、そういう点数は公開しないようにしているんですか。私はそうではないのは知っているんですけども、なぜできないのか。

それから、指定管理料を含めて、そこから上がる利用料その他は全部指定管理者の収入になるんですけども、そうすると、令和5年と令和4年がホームページの中にいろいろと書いてあって、令和5年度の場合には指定管理料が1,980万円で、利用料収入が296万1,000円、これは指定管理者がもらっていいっていつているんですね。それから自主事業が22万円で、その他合計、収入合計が2,300万円余。支出も2,398万円、それで、年間の支払う指定管理料が2,900万円なんですか。そうすると700万円近くの金はどういう理由でもって払っているんですか。その点お聞かせください。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対して答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 最初に情報公開の関係、個々の得点の話だと思います。そちらにつきましては、旭市の情報公開条例の第12条の3号にありまして、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるもの。」ということによりまして、不開示情報に当たるということで、個々の評価の点数につきましては、不開示とさせていただいております。

あと指定管理料の関係で、約2,700万円の支出があつてという話だったと思います。あくまで市から指定管理料で払うのは1,980万円でありまして、今お話がありました利用料の290万円ちょいですとか、その他の収入を充てて事業費ということにしておりますので、最終的に旭市から出ているのは年間1,980万円のみとなっております。

あとすみません、2回目になりました公表の関係で、他市でもやっていると思うけれどもというところのお話があつたと思います。現在、旭市におきましては、情報公開条例に基づいて評価しておりまして、仮に他市でもあるというお話であつた件につきましては、当初のガイドライン等でそういうものを示すというところで示されているのかなというところで理解をしております。

現在、旭市ではそういう状況ではないというところで情報公開条例に基づいて公表させていただいているということで、理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 情報公開までは分かりましたけれども、お金の問題ですけれども、市が払うのはあくまでも1,980万円だけですか。分かりました。いいです。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑ありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 一つ確認なんですけれども、滝のさと自然公園の面積、課長さっき3町歩で3,300……

（発言する人あり）

○委員（常世田正樹） 3万3,000平米ですよ。そうですね。3反歩になってしまいますからね。確認できました。

○委員長（島田 恒） よろしいですか。答弁をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） すみません。滝のさと自然公園の面積ですが3万3,320平米です、すみません。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（江波戸政和） キャンプ場が1万5,790平米となっております。

もう一つ、先ほどの関連なんですけれども、先ほど情報公開の中で、12条の3号ということで企業の話させていただいたんですが、個人の得点の公表につきましては、第5号と6号等で、やはり表されておまして、公表することによって素直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるというところで、こちら、あと最終的には特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるものというところで不開示となっていることで、ご理解をいただければと思います。すみません、失礼しました。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑ありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） そもそも、指定管理制度って何だ、なぜその制度を利活用するのか、指定管理制度を利用するとこういった市民にメリットがありますよ。3点お聞かせください

い。

○委員長（島田 恒） 質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） なぜ指定管理制度を導入するのかというところだったと思います。

まず、指定管理者制度を導入するに当たりましては、単に経費の節減を図るものではないというところで、民間事業者の持っておりますノウハウですとかを活用することによりまして、施設利用の利便性の向上、住民サービスの向上を最大限に引き出して施設の設置目的を効果的に達成することを目的としてこれまでも取り組んでおります。

あと、メリット、デメリットではないですけども、メリットとしましては、今お話ししたように、導入することによりまして利用者の向上も見込めたりですとか、サービスも見込めるというところが、大きなところになるかと思われまして。

もう一つは、指定管理者を導入することによって、これはこちら側の話になってしまうんですけども、行政負担の軽減なども図れるというところが一つのメリットになるかなと思います。

（発言する人あり）

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ごめんなさい。今ちょっと目で合図したもので、ちょっと対応してしまっただんですけども、失礼しました。委員長、よろしいですか。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 答弁いただいたかと思っておりますけれども。3点について、質疑したことに対して答弁いただいたかと思っております。

次の質疑ですけども、立て続けによろしいんですか。

○委員長（島田 恒） 伊場委員どうぞ。

○委員（伊場哲也） この指定管理制度を活用する場合については、当然、資料で提出いただいているんですけども、6月14日に公表で28日に説明会、そして受付期間を経て、8月28日に審査選定され、塚原緑地研究所に候補者として決まったんですよね。選定委員会が決められたんですよね。

そこで、選定委員会の設置要綱ってあるじゃないですか、旭市に。旭市指定管理者候補者選定委員会設置要綱、10人ですか、副市長をトップに財政課長、行政改革推進課長、

企画政策課長、総務課長。市民を代表する人というのは何人いらっしゃったんですか。あわせて、学識経験者、選定委員会に参加された人というのは。基準の点数の公表ではなくて、選定委員会に関わった方の内容について質疑を求めています。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） ちょっとすぐ今、申し訳ないです。

失礼しました。今お話ありましたように委員長が副市長で、市の職員が5名となっております。その他が市民を代表する方というところで3名、あと学識経験者というところで2名、委員長を入れて合計11名というところで審査をさせていただいております。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 合計11名ですか。10名ではなくて。

○委員長（島田 恒） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 委員長を入れまして、合計11名となっております。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 今回、議案第13号を議決させていただくに当たって、提出いただいた資料を振り返って、私見しました。昨日も傍聴で参加させていただき、これいい加減に賛成、賛成、賛成というわけにいかないんですよね。やはり市民の意見を代表させて、質疑・質問させていただいたり、議決させていただくという立場を考えますと、いいかげんな議決ということはできないんですね。審査・審議。

ですので、言いたいことは、最低、審査・審議を慎重審議していただくという、申し訳ないですけども、そういうことであるならば、より審査・審議に役立つような明快な説明というのは口頭でありましたけれども、思いやりある理解しやすいような資料提出というものがいただけないものかと、情報開示の話も出ておりますけれどもね。

なぜかといいますと、提出された事業計画書はこういうものでした、一つ、そして提出された事業計画書に伴う資料はこういうものでした、二つ、最終的に指定管理者として業務遂行能力が確かにあるというふうに断言できたので、候補者として決定しましたと、それを議員の皆さん審議してくださいよということですよね。中身が何も分からないので、本当に慎重審議、審査できるだろうかということを自問自答させていただいたんです。

定例会の一番最後に電子表決でもってやりますね。これやっぱりよく自分自身で理解納得をした上で結論を出させていただいているんですね。これは、本日は委員会の場合ですか

ら、分からないことを質疑させていただき、十分自分自身の理解の一助にしようということで質疑させていただいているんですけれども、そういう中で、一つは公開条例に沿った情報公開ができないと、いや、そんなことないです、これ後でまた質疑させていただきますけれども、そういう意味で資料、情報が足りないよということを付け加えて、なおかつ、これ質疑ですけれども、上永井公園及び旭市飯岡刑部岬の展望館の指定管理業務に関することに対しては、商工観光課ではサウンディング調査をされていますね。こちら海上のほうは、なぜサウンディング調査をされなかったのかという、その理由をお聞かせ願えますか。委員長お願いします。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対して答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） サウンディング調査の関係でよろしいですか。サウンディング調査なんですけど、令和6年1月10日にサウンディング調査の実施要項の公表をしております。

しておりまして、1月23日に現地見学会、説明会というものを実施しておりまして、3月12日にサウンディングの実施をしております。

ですので、キャンプ場等につきましても、一応サウンディングのほうは実施をさせてもらっております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 的な、審査の決定に至る経過についての補足説明的な資料があれば、これは質疑しなくても済むわけじゃないですか。そういった意味で、資料提示、可能な範囲内でできるものを理解の手助けになるような資料提示が必要ではなかろうかということで、ご理解いただければと思いますね。

これまでの指定管理者というのは、塚原緑地研究所でよろしゅうございますかという質疑です。委員長お願いします。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） これは塚原緑地研究所、これまでというのは、海上キャンプ場が指定管理を導入してからというところでよろしいでしょうか。海上キャンプ場が旭市に移管されまして、指定管理を導入したのは平成26年からになります。

平成 26 年から 3 期継続で塚原緑地研究所が指定管理者としてやっていただいております。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑ありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） それでは、これも時間に限りがありますので、課長、後ほどで結構ですので、ペーパーベースでね。ペーパーベース、分かりやすい資料を提出を求めますよ。指定の概要、施設の概要ありますよね。指定期間を示されています。指定候補者の、指定管理者の候補の概要、指定の経緯、応募資格とか応募状況とか選定方法、審査基準は本日示していただきました。審査結果については、より具体的に、選定理由については、提出された事業計画書はこういうものであった資料で、業務遂行のために確かにあるよと、そこで指定管理業者として適切だと、そういうふうを選定をしたとありますけれども、これは何に基づいて、今言わせていただいているかといいますと、過去、私議員になりましてから頂いた指定管理者の候補者の選定結果についてということで、体育振興課からね。要は総合体育館等々の施設の指定管理者を指定するよといったときに、丁寧に頂いた資料なんです。それに基づいて今言わせていただいているんですよ。

ところが、海上の今回議案第 13 号につきましては、私、市議になって初めてのいわゆる審査・審議に当たるわけですので、以前頂いた体育振興課が出された、こういった具体的に分かりやすい、だから、コナミスポーツにとかってそれが分かるような記述になっているんですね。

ですから、そういったスタイルで横の連携を取っていただき、生涯学習課の今回の海上の議案第 13 号についても、ましてや、もう既に 3 期目になるということで、過去の経験があるわけですので、市サイドとしても、十分この指定管理業者についての内容はお分かりになられると思うので、そういったものを出せないかといったことで、リクエストと併せて質疑をさせていただいているんだと、そこはよろしいですかね。委員長確認願います。

○委員長（島田 恒） 資料の提出ということについては、委員個人というよりは、この委員会の中で求めるということになるのかなと思いますけれども、出せる範囲というんですかね、そこについて、今聞いた範囲の中で出せるものについては出していただければと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。議員の皆さん。

（「お願いします」の声あり）

○委員長（島田 恒） 全てどこまでというのは、私も判断できない部分はありますけれども、生涯学習課長、その辺いかがでしょうか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 資料のほうにつきましては少し精査をさせていただきたいと思っております。

今回提出議案等で評価基準等は出させてもらっております。あと、議会の議案の参考資料ということで、追加資料等も参考資料をつけさせていただいておりました。それで、全然不十分だよということであろうかと思しますので、ちょっとその件につきましては、少し検討していいと思いますでしょうか、確認させていただきながらやらせてもらいたいと思います。

○委員長（島田 恒） それでよろしゅうございましょう。よろしいですか。

（「ぜひお願いします」の声あり）

○委員長（島田 恒） 会議は途中でありますけれども、11時15分まで休憩を取りたいと思います。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時15分

○委員長（島田 恒） おそろいようですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

ほかに質疑はありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 情報公開に関することで質疑をさせていただきます。審査基準表が今日示されました。これをいわゆる基準の結果を公表することは、条例に違反するという話がありましたけれども、お聞きしたいのは、一つは指定管理者選定に関わる情報公開運用指針あるいは運用規定なるものは、旭市にはありましたっけということをお聞きしたいのです。どうでしょう。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 指定管理者制度の導入に係る基本方針ということでよろしいでしょうか。

（「違います。情報公開です」の声あり）

○生涯学習課長（江波戸政和） 失礼しました。市では、旭市情報公開条例というのを定めておりますので、それに基づいて先ほど発言をさせていただいております。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） そうすると、指定管理者の選定に関わって、指定管理者の情報等に関する運用指針というのはまずはないということで判断してよろしいですかね。運用指針はない、しかしながら情報公開条例に基づいて判断していますよと、そういう捉え方ですか。まず運用指針というものがあるのかないのか、そこを委員長、ご確認ください。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

指針、要綱、要領様々なものがあると思いますが、今の質疑については指針というものはあるかないかということですので、答弁のほうを願いたいと思います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） すみません。指定管理者制度導入に係る基本方針、ガイドラインということなのかと思います。そちらの中で、指定管理者制度における情報公開というところで、指定管理者の選定過程や公募団体の評価などを公開することは、行政手続及び意思形成過程の透明性を確保するとともに、市民に説明責任を果たすということから、旭市情報公開条例に基づいて公表をさせていただいております。

（「委員長、指針はないということでよろしいですか」の声あり）

○委員長（島田 恒） ちょっとお待ちください。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 指定管理者制度導入に係る基本方針はあります。

○委員長（島田 恒） 指針というものはないけれども、方針というものに基づいて行っているってことですね。

○生涯学習課長（江波戸政和） そうですね、基本方針に基づいて、その中で情報公開について明示をさせていただいております。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 繰り返します。導入に関する指針がなければ導入なんかできないんですよ、そもそも。だから、指定管理者選定に関わる導入の指針はある、これは当たり前。

さあ、導入に際して気をつけなければいけないのは情報公開というものがあるであろうと、情報公開に関わる運用指針はあるかということ。ないということによろしいですね。もう一度確認願います。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） すみません。繰り返しのになってしまいます。導入に係る基本方針の中で、指定管理者制度における情報公開ということで、それに基づいて公開をさせていただいております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 質疑の中の一部意見になりますけれども、運用指針がないとやっぱり駄目だと思います。ですから、昨日と今日、こういうことになるんだということをお伝えしますね。

まず一つ目、指定管理者選定等に関わる情報公開運用指針の目的とありますので、よく横断的に各課で情報交換して、指針の目的、これを勉強なさってください。

2点目、指定管理者選定に関わる情報公開、運用指針の法的根拠。3点言いますね。地方自治法の第244条の2、2点目、情報公開法、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、3点目、地方自治法第96条、契約に関する規定、この3点をセットにして指定管理者選定等に関わる情報公開運用指針、これでございます。後ほどご確認ください。

その指針に基づいて、三重県ですとか、県のほうですね。あるいは市で考えますと、青森県弘前市、これが運用に関する指針をきちっと、相当参考になろうかと思っておりますので、ご確認ください。

さて、旭市情報公開条例の概要と法的根拠ということで委員長、質疑させていただきます。なぜこの審査基準表が示されたけれども、中身については公表できないんだと、第12条の3号ですか。6項目、25評価内容、どれが公開条例第12条3号に該当するのかいったところは、お示ししていただくということに時間が相当かかると思いますので、この点とこの点とこの点が情報公開条例第12条3号に引っかかるんだよと、だから、情報公開できないんだよといったことも、しっかり分かりやすくご説明いただきたいと。

開示できない公文書等々、情報公開条例第12条、公文書の開示義務というのがございました。全部が全部開示できないわけではありませんよね。ということを委員長、課長に

確認願えますか。

- 委員長（島田 恒） 伊場委員、情報公開制度に基づく開示できるか否かというものについて、ここで審議するようなものではありませんので、そのものについてはご意見ということでよろしいでしょうか。あとは、生涯学習課長のほうで回答できるものについてお願いしたいと思います。

暫時休憩。

休憩 午前 11 時 24 分

再開 午前 11 時 25 分

- 委員長（島田 恒） 再開します。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（江波戸政和） 失礼しました。それでは、今のお話です。

公開条例の第 12 条の第 5 号の規定によりまして、その内容についてちょっと読み上げさせていただければと思います。

地方公共団体等の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であつて、公にすることにより、素直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ、または特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、これを開示することはできないものとされております。

あと、選定に至る過程における市の機関の内部の審議や検討等に関する情報であつて、これを開示することにより委員に申請者から採点に関する苦情が寄せられたり、不当な圧力がかかることが懸念される。委員が特定されない場合であっても、市の機関に対して採点に関する苦情や批判が寄せられることが懸念される。したがって、これらの開示が委員に心理的な負担を与えることとなり、委員が申請者との間に摩擦が生じることを危惧し、素直な評価や判断を行うことを避け、当たり障りない評価をするなど意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。また、委員が当たり障りのない評価をする、委員会の審査が形骸化するおそれがある。今後も反復継続する本市の指定管理者候補者の選定事務において真にふさわしい者を選定できなくなるおそれがあると認められる、

第12条第6号の規定は、市の機関または国、他の地方公共団体等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというところで確認しております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） それでは課長、情報公開条例第13条、部分開示、これについてはどのような解釈ですか。お願いします。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めたいと思います。

課長、今の質疑に対しては、情報公開制度に基づいて開示できるのかできないのかというのをまずお答えしなければならないと思いますし、今一部できるのかできないのかということにも同様でありますので、堂々巡りの質疑になってもいけませんので、お答え願いたいと思います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 公開の確認ですが、点数等の話になろうかと思います。項目については、個々の点数につきましては公開ができないものと考えております。あくまでも、全体の総得点ということで、公開ができるところで理解をしております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 続きまして、情報公開条例第14条ね。公益上の理由による裁量的開示、これも後ほどご確認ください。時間の制約等々もやっぱり考えなければいけないんですけれども、私の関係している弁護士に問合せをしました、この件について。指定管理者制度に伴う情報公開、これについてはどうなっているんだということ、ちょっと読み上げさせていただき、私がなぜこれにこだわって質疑させていただいたのかといったことをご理解いただければと思いますけれども、市議会議員が指定管理者審査委員会の審査基準や得点内容、結果の詳細を求めることは、一般的には市の条例や法令に違反する行為ではありません。

一つ、むしろ議会の監視機能を果たすために必要な情報収集と考えられます。ただし、情報公開に際しては、個人情報や法人の正当な利益を保護する観点から一定の制約が設けられている。例えば、旭市情報公開条例第12条第1項第2号では、個人に関する情報で、特定個人を識別できるものあるいは公開することで個人の権利利益を害するおそれがある

情報は不開示情報、今まで議論になっているところ。

また、第3号では、法人等に関する情報で、公にすることより競争上または事業運営上の地位が損なわれると認められるものも不開示情報とされている。これも既に理解をしているとおりでんすけれども、法人の営業秘密だとか情報技術、それをあえて公表していただいたことによって貶めるなんていうことは、立場上、しないのです。できないのですね。

また、事業計画の要旨等を公表していただくことによって理解の一助になるということです。それが選定過程の透明性を確保する取り組みであるということ、指定管理者選定等に係る情報公開運用指針、これを定めていただくことにより、選定過程の情報公開に関する基準をしっかりと明示していただければこのようにならないという、そういう視点から質疑させていただきました。

委員長、以上でございます。

○委員長（島田 恒） 伊場委員については、本市の情報公開制度に対するご意見ということでよろしゅうございましょうか。

そのほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 議案第16号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりですので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 本会議でも聞いたんですけれども、これはいわゆる12月2日から保険証が発行されない場合の手続で、これは条例上、ここだけですか。ほかには、これに関した条例というのは担当課どうですか、ないですか。保険証を発行されなくなるわけですね。それに伴って保険証の提示を求めるとかということは、法律的にもう消えてしまうわけ。そのところをちょっと全部調べたかどうかということを、国がやったのとは別に、それから参考までに、該当する方というのはいらっしゃるのでしょうか。担当課にちょっとお聞き

したいと思いますけれども。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 条例はこれだけです。確認いたしております。

すみません、これに該当する方がいるかというご質疑ですが、このひとり親家庭の医療費の助成事業に該当する方ということですか。この事業は、ひとり親家庭の父母及び当該児童に対して、当該児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日、高校生年代までの間の医療費の一部を助成する事業でありますので、令和6年9月末時点で、母子・父子家庭は388世帯ございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので議案第16号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田 恒）

これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 13 号、指定管理者の指定について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 賛成多数。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、専決処分の承認について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第 16 号は原案のとおり承認されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(島田 恒) ありがとうございます。

ご異議ないようですので、委員長報告につきましては委員長一任とさせていただきます。

○委員長(島田 恒) 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前 11 時 37 分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 島 田 恒